

別段の面積（下限面積）の設定について

平成31年3月25日開催の第3回増毛町農業委員会総会において、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について下記のとおり設定することに決定しました。

【別段の面積（下限面積）】

増毛町の全区域 0.5ヘクタール

【施行日】

平成31年4月1日

【別段の面積を設定する理由】

増毛町の全区域において、適正な利用を図らなければならない農地が相当数存在しており、ここ数年遊休農地が確認されている。このため、新規就農者等の受入の促進により農地の有効活用を図る必要がある。